

令和 7 年 3 月定例会議事録

令和 7 年 3 月21日

鹿屋市教育委員会

○日 時 令和7年3月21日（金）

15時から17時まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	遠 矢 達 一
教育委員	浜 田 幸 史
教育委員	四郎園 佳 恵
教育委員	前 田 あ ゆ

○関係者

教育次長	川 越 太
教育総務課長	隈 元 成 人
学校教育課長	新 屋 公 彦
生涯学習課長	宇 井 知 隆
教育総務課課長補佐	原 田 竜 哉
教育総務課総務係長	東 倉 晃

○議事日程

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

(1) 議案第18号 鹿屋市第4期教育振興基本計画の策定について

(2) 議案第19号 令和6年度教育委員会点検・評価について

(3) 議案第20号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

(4) 議案第21号 訴訟上の和解及び損害賠償額について

(5) 議案第22号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について

(6) 議案第23号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正について

(7) 議案第24号 鹿屋市家庭教育推進委員会要綱の制定について

5 報告

(1) 鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部改正について

(2) 鹿屋市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する実施要領の一部改正について

(3) 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について

(4) 鹿屋市奨学資金企業代理返還制度事務処理要綱の制定について

(5) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部改正について

(6) かのやこどもPR大使台湾派遣事業の実施報告について

(7) 第9回 キッズビジネスタウン®の実施について

(8) 鹿屋市寺子屋シンポジウムについて

(9) 鹿屋市第3期生涯学習基本構想の策定について

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

○議決事項

議案番号	件 名	審議の状況	採決次第
議案第18号	鹿屋市第4期教育振興基本計画の策定について	特記事項なし	原案可決
議案第19号	令和6年度教育委員会点検・評価について		
議案第20号	鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について		
議案第21号	訴訟上の和解及び損害賠償額について		
議案第22号	鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について		
議案第23号	鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正について		
議案第24号	鹿屋市家庭教育推進委員会要綱の制定について		

○議事要旨

1	開 会
教育長	皆さんこんにちは。 本日が今年度最後の3月定例会となる。また、本日は教職員の異動発表日であり、人事異動については3月の臨時教育委員会で教育委員の方々にはご確認をしていただいた。以降、県等の関係で変更があり、大隅教育事務所と学校教育課で調整した。ここで報告させていただく。 早川教育委員の後任で、教育長職務代理者を遠矢教育委員に依頼した。前田教育委員は、本日が初めての定例教育委員会となる。 本日も宜しく願いたい。
2	前回の議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
教育長	報告なく承認
4	議事
教育総務課長	(1) 議案第18号 鹿屋市第4期教育振興基本計画の策定について
遠矢委員	資料に基づき説明
教育総務課長	パブリックコメントに対しての回答を公表する予定があるのか。
教育長	ホームページ上で回答を公開する。
教育総務課長	今からでも気づいた点があれば検討することになるのか。
教育長	数値目標については、来週中に御意見をいただけると修正が可能である。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。
教育長	(異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第18号は、原案可決とする。

	(2) 議案第19号 令和6年度教育委員会点検・評価について
教育総務課長	資料に基づき説明
学校教育課長	資料に基づき説明
生涯学習課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第19号は、原案可決とする。
	(3) 議案第20号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
教育総務課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第20号は、原案可決とする。
	(4) 議案第21号 訴訟上の和解及び損害賠償額について
教育総務課長	資料に基づき説明
四郎園委員	このような事案の発生は頻繁にあることなのか。
教育長	大きな事故は、ここ10年ぐらいで2件ほどあった。
学校教育課長	スポーツ振興センターの災害共済給付制度の利用は、年間400件程ある。
前田委員	以前、日本スポーツ振興センターの受給認定業務に関わったことがあるが保険診療で4割程戻る。歯の欠損などに対しても、手続きをすれば手厚い補償もあり、保護者にマイナスになることがないと思っていた。このような事例を聞くと、学校から説明をしても損害賠償があ

	ることを知り、説明にも気を配らなければならないと感じた。
学校教育課長	日本スポーツ振興センターからは、治療費の他に、お見舞い金も出ており今回の事案でも、同じように支払われている。今回は、治療を再開したいという思いをもたれたことから申し出があった。
教育長	年度初めの校長会では必ずその事例を出し、各学校で指導をしっかりと行っている。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第21号は、原案可決とする。
	(5) 議案第22号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について
学校教育課長	資料に基づき説明
浜田委員	学校への連絡手段は、電話に指定しない方が円滑に進むかを感じるが。
学校教育課長	学校への連絡は、保護者がすることを前提としている。最初の連絡はメールだったとしても、その後の連携を考えると電話で話す段階は必ず必要になってくると考えている。このようなことから電話連絡をまず行うことを学生及び保護者には求めたいという考えである。
遠矢委員	休学の期間が3ヵ月以上1年以内となっているが、復学する場合に単位や進級についてはどうなるのか。
学校教育課長	休学前の取得単位によるが、把握をするために普段の連携が必要になる。復学してから今年度中に取得できる最大単位と、残りの期間で進級或いは卒業の取得単位を伝え今後について検討する事ができる。そういった部分の協議をしっかりと行う。
四郎園委員	休学の理由はこういったものが多いのか。
学校教育課長	病気療養や進路変更を考えていることなどである。

教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第22号は、原案可決とする。 (6) 議案第23号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正について
学校教育課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第23号は、原案可決とする。 (7) 議案第24号 鹿屋市家庭教育推進委員会要綱の制定について
生涯学習課長	資料に基づき説明
遠矢委員	寺子屋事業とは違うのか。
生涯学習課長	寺子屋事業は小学生が対象となるが、この家庭教育支援は保護者の支援となる。
教育長	家庭教育サポーターを12名予定しているようだが、新年度に募集をするのか。資格が必要など条件かあるのか。
生涯学習課長	資格は問わないが、保護者に語るという観点から考えると、子育てを経験された方をメインに予定している。毎年、県が主催の家庭教育支援員に関する基礎講座と、養成講座が開催される。これらを受講していただきスキルを磨いていただく。
四郎園委員	とても良い事業なので、子ども会や地域でもできると良いと感じた。
生涯学習課長	子育て相談会も開催している旨、子ども会などでも案内し、より身近に感じられる事業にしたい。

前田委員	不登校傾向の保護者同士が集まれる場の提供や、チラシをいただくことがある。そういう方とも繋がることもあるのか。
生涯学習課長	国立大隅青少年自然の家で不登校の子ども達を対象とした合宿が実施されている。送迎時に保護者に対して相談できる場の提供や、県がカウンセラーを呼ぶなどの方向性で取り組もうとしている。その取組みに我々も加わりたいと考えている。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第24号は、原案可決とする。
5	報告
教育総務課長	(1) 鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部改正について 資料に基づき説明
教育総務課長	(2) 鹿屋市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する実施要領の一部改正について 資料に基づき説明
学校教育課長	(3) 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について 資料に基づき説明
前田委員	この制度を利用した方が、就職して間もなく退職した場合の記載がないようだが、その場合はどうなるのか。
教育次長	企業が一括で支払うことなく、毎月の返済であるため退職した段階で返済者は本人になる。
学校教育課長	(4) 鹿屋市奨学資金企業代理返還制度事務処理要綱の制定について 資料に基づき説明

	(5) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部改正について
学校教育課長	資料に基づき説明
浜田委員	スクールソーシャルワーカーを配置する学校が決まっているのか。
学校教育課長	中学校を拠点として3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、そこから市内の全ての小中学校に派遣ができるように体制を整えている。拠点中学校は、鹿屋中学校と田崎中学校で1名、鹿屋東中学校に1名、第一鹿屋中学校に1名としている。
教育長	指導員は、2名体制から3名体制になるようだ。場所は市立図書館の2階で変更はないか。
学校教育課長	場所の変更はないが、市立図書館の閉館日にも対応できるように検討している。
	(6) かのやこどもPR大使台湾派遣事業の実施報告について
学校教育課長	資料に基づき説明
前田委員	派遣期間中は、出席扱いなのか。
学校教育課長	修学旅行と同じで出席扱いである。
	(7) 第9回 キッズビジネスタウン®の実施について
学校教育課長	資料に基づき説明
四郎園委員	納税まで体験する事がとても良い事だと感じる。小学生の我が子が、遠足のお菓子を計算して選ぶ際に、税抜き価格で表示してあり会計時に慌てた様子をみた。体験を通して納税の意味などを教えていく大切さを実感した。来年度はぜひ、参加したいが人気があるのですぐに定員数に達してしまう。
学校教育課長	とても人気があり、生徒達も参加人数を増やしたいという思いもある。しかし、各職業に関するプランづくりをする際に、一人一人に丁寧

生涯学習課長	に対応していくことを重要視して考えると、募集人数にどうしても制限をかけなければならない。 (8) 鹿屋市寺子屋シンポジウムについて 資料に基づき説明 (9) 鹿屋市第3期生涯学習基本構想の策定について 資料に基づき説明 とても良い冊子に出来上がっているが、配布予定はいつ頃なのか。 来月には教育委員にお渡しできる予定である。
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
教育長	次回の定例教育委員会は、令和7年4月10日（木）15時00分から教育長室で行う。
8	閉会
教育長	以上をもって3月定例教育委員会を閉会する。 以上